

湯浦中学校部活動 規定

- 1 本校の部活動への入部は任意とする。(令和4年3月25日 一部改正)
- 2 原則として同一部活動を3年間継続するが、年度途中における所属の変更については、本人・家庭・担当指導者等が相談し柔軟に対応する。
- 3 校長は本人の同意のもと、職員を各部活動の顧問に充てることができる。
- 4 校長は各部活動の外部指導者を1年単位で委嘱することができる。
- 5 地域クラブ活動加入者が湯浦中として中体連大会の個人種目に出場する場合は校長の了承を得ること。ただし、県中体連大会に出場登録をしている場合は湯浦中として出場することはできない。(令和4年4月1日 一部改訂)
- 6 本校の部活動は野球部(男女入部可)、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バドミントン部・女子バドミントン部・総合文化部とし、兼ねて入ることはできない。(令和4年3月25日 一部改正)
- 7 部の設置及び廃部・休部等については、必要に応じて職員会議で検討し、校長がこれを決定する。(令和4年3月25日 一部改正)
- 8 総合文化部の内容は、その年度の顧問の適性や専門性によって決定し、時期によって活動内容は異なる。(令和4年3月25日 一部改正)
- 9 活動時間については次のように定める。
 (1) 月ごとの下校時刻は日没を基準に以下の通りとする。

部活動終了時刻・下校完了時刻

月	部活動終了	完全下校
4月	18:15	18:30
5月～7月	18:30	18:45
8・9月	18:15	18:30
10月	18:00	18:15
11月前半	17:45	18:00
11月後半～1月前半	17:30	17:45
1月後半	17:45	18:00
2月	17:45	18:00
3月	18:00	18:15

- (2) 各部で練習をしない日を週2回以上設ける。(毎週、職員会議と校内研修のある日をノ一部活デーとする。また、土・日のうちどちらか1日を休みとする。)
 - (3) 日曜日の活動は、月のうち3回を上限に実施できる。ただし、第1日曜日は家庭の日とし大会参加や練習は行わない。
 - (4) 定期テストの5日前より最終日の前日まで部活動を中止する。ただし公式大会が定期テスト期間直前・直後に開催される場合は、競技の特性や安全に配慮するため、保護者の承諾を得た生徒のみ1時間程度の練習を認めることがある。
 - (5) 休日及び長期休業中の練習時間は3時間程度とする。
- 10 競技会等への参加・出場
 競技大会及び練習試合へ出場する場合は、参加・出場計画を大会の3日前までに提出し、校長とPTA会長の承認を得る。
 - 11 規定の改廃
 この規定の改廃は職員会議において協議を行い、校長が決定する。